

松江市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成 17 年松江市告示第 232 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(助成の対象)</p> <p>第 2 条 <u>後見人等の報酬助成(以下「助成」という。)</u>の対象者は、市内に住所を有し、家庭裁判所により後見人等が選任された者で、次の各号のいずれかに該当するもの（松江市に転入した者で、転入前の住所地において家庭裁判所により後見人等が選任された者を含む。以下「対象者」という。）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前 2 項の規定にかかわらず、後見人等が親族である場合は、助成の対象としない。</u></p>	<p>(助成の対象)</p> <p>第 2 条 <u>助成</u></p> <hr/> <p>_____の対象者は、市内に住所を有し、家庭裁判所により後見人等が選任された者で、次の各号のいずれかに該当するもの（松江市に転入した者で、転入前の住所地において家庭裁判所により後見人等が選任された者を含む。以下「対象者」という。）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(助成額)</p> <p><u>第 3 条 後見人等への報酬の助成額(以下「助成額」という。)</u>は、<u>対象者に係る社会保険料、日常生活費等の市長の認める経費及び後見人等の報酬額の合計額が、対象者の収入を上回った場合の、当該上回った額とす</u></p>

(助成額_____)

第3条 助成額の上限は、対象者が居宅において生活している場合にあつては月額 28,000 円、医療機関、介護保険施設等に入院又は入所している場合にあつては、月額 18,000 円とする。ただし、家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第1第13項に規定する報酬付与の審判(以下「報酬付与の審判」という。)により家庭裁判所が決定した報酬額(対象者が死亡した場合は、対象者の遺留財産から報酬額に充てることができる金額を除いた額)がこれらの額を下回る場合には、当該報酬額とする。

(申請)

第4条 助成_____を申請することができる者は、対象者又は後見人等(保佐人及び補助人にあつては代理権を付与された者に限る。)とする。

2 対象者が死亡した場合において、当該対象者に係る助成が未申請であるときは、対象者の後見人等であった者(報酬付与の審判により報酬を付与するとされた者に限る。)は、当該助成を申請することができる。

3・4 略

5 申請者は、**第3項**に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) _____後見人等又は後見人等であった者が助成を申請する場合には、登記事項証明書の写し

(6) 対象者が死亡した場合に後見人等で

る。

(助成額の上限額)

第4条 助成額の上限は、対象者が居宅において生活している場合にあつては月額 28,000 円、医療機関、介護保険施設等に入院又は入所している場合にあつては、月額 18,000 円とする。ただし、家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第1第13項に規定する報酬付与の審判(以下「報酬付与の審判」という。)により家庭裁判所が決定した報酬額_____

_____がこれらの額を下回る場合には、当該報酬額とする。

(申請)

第5条 後見人等の報酬助成を申請することができる者は、対象者又は後見人等(保佐人及び補助人にあつては代理権を付与された者に限る。)とする。

2・3 略

4 申請者は、**第2項**に規定する申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 対象者の代理人として後見人等 _____が _____申請する場合には、登記事項証明書_____

あった者が助成を申請する場合には、対象者が死亡したことを証明する書類

(7)～(9) 略

6 第 3 項に規定する申請書の提出があったときは、規則第 12 条の規定による実績報告があったものとみなす。

第 5 条・第 6 条 略

(助成の支払)

第 7 条 第 5 条に規定する助成の決定を受けた申請者は、当該助成を請求することができる。

2 助成の支払いは、前項の請求に対し、対象者名義の口座への口座振替によって行う。

ただし、対象者が死亡した場合には、当該申請を行った後見人等であった者への口座振替によって行う。

3 略

(申請者の責務)

第 8 条 第 5 条に規定する助成の決定を受けた申請者は、対象者の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

2 第 5 条に規定する助成の決定を受けた申請者は、申請書及び添付書類に記載する内容に変更がある場合、市長に変更内容を報告するものとする。

(助成の中止及び返還)

第 9 条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成を受けたときは、第 7 条の規定により支払った助成の全部又は一部の返還を求めることができる。

(6)～(8) 略

5 第 2 項に規定する申請書の提出があったときは、規則第 12 条の規定による実績報告があったものとみなす。

第 6 条・第 7 条 略

(助成の支払)

第 8 条 第 6 条に規定する助成の決定を受けた申請者は、当該後見人等の報酬助成を請求することができる。

2 助成の支払いは、前項の請求に対し、対象者名義の口座への口座振替によって行う。

3 略

(申請者の責務)

第 9 条 第 6 条に規定する助成の決定を受けた申請者は、対象者の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

2 第 6 条に規定する助成の決定を受けた申請者は、申請書及び添付書類に記載する内容に変更がある場合、市長に変更内容を報告するものとする。

(助成の中止及び返還)

第 10 条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により後見人等報酬助成を受けたときは、第 8 条の規定により支払った助成の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 略

第10条 略

様式第1号(第4条関係)

補助金等交付申請書	
年 月 日	
(あて先)松江市長	
住 所	
申請者	氏名又は団体名
	及び代表者名
	連絡先
松江市成年後見制度利用支援事業実施要綱 第4条第3項 の規定により、下記のとおり申請します。なお、補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないことを誓約します。	
略	
略	
略	

様式第1号の2(第4条関係)

同意書	
年 月 日	
私は、下記の者が松江市成年後見制度利用支援事業実施要綱 第4条第3項 に規定する補助金等交付申請書を提出することに同意します。	
略	
1	住 所
2	氏 名
(あて先)松江市長	
年 月 日	
住所 _____	
氏名 _____	
上記の者との関係 補助人・保佐人	

様式第1号の3(第4条関係)

年 月 日	
状況等報告書	
(あて先)松江市長	
住 所	
報告者	氏名又は団体名
	及び代表者名
	略
略	

2 略

第11条 略

様式第1号(第5条関係)

補助金等交付申請書	
年 月 日	
松江市長 氏 名 様	
住 所	
申請者	氏名又は団体名
	及び代表者名 ㊟
	連絡先
松江市成年後見制度利用支援事業実施要綱 第5条第2項 の規定により、下記のとおり申請します。なお、補助事業等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないことを誓約します。	
略	
略	
略	

様式第1号の2(第5条関係)

同意書	
年 月 日	
私は、下記の者が松江市成年後見制度利用支援事業実施要綱 第5条第2項 に規定する補助金等交付申請書を提出することに同意します。	
略	
1	住 所
2	氏 名
松江市長 氏 名 様	
年 月 日	
住所 _____	
氏名 _____ ㊟	
上記の者との関係 補助人・保佐人	

様式第1号の3(第5条関係)

年 月 日	
状況等報告書	
松江市長 氏 名 様	
住 所	
報告者	氏名又は団体名
	及び代表者名 ㊟
	略
略	

様式第2号(第5条関係)

指令 第 号
補助金等交付決定通知書兼確定通知書

様

年 月 日付で申請のあった補助金等の交付については、下記のとおり決定したので松江市成年後見制度利用支援事業実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

年 月 日

松江市長 氏 名 印
略
略
略

様式第2号(第6条関係)

指令 第 号
補助金等交付決定通知書兼確定通知書

様

年 月 日付で申請のあった補助金等の交付については、下記のとおり決定したので松江市成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

松江市長 氏 名 印
略
略
略

様式第3号(第7条関係)

同意書

年 月 日

略

1 住所
2 氏名
(あて先)松江市長
年 月 日

住所 _____
氏名 _____
上記の者との関係 補助人・保佐人

様式第3号(第8条関係)

同意書

年 月 日

略

1 住所
2 氏名
松江市長 氏 名 様
年 月 日

住所 _____
氏名 _____
上記の者との関係 補助人・保佐人

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。